

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行や就労環境の変化などに伴い、社会全体で子育てを支援していくことが必要となり、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付け総合的な次世代育成支援を行ってきました。

合併前の八雲町、熊石町でも平成17年3月に「次世代育成支援行動計画(前期計画)を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。合併後、平成22年3月に、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援等を行っていくため「次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。

しかし、全国的に少子化は依然として進んでおり、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、子どもと家庭をめぐる社会経済状況が厳しくなっていること、待機児童問題などから、不安や困難を抱える保護者が増加しています。

この間、国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、 地域の子ども・子育て支援を充実させるため制度改革に取り組み、平成24年8月に「子ども・子 育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及 び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)を制定しました。

これにより平成27年4月から市町村を実施主体とする子ども・子育て支援新制度に移行することになりました。

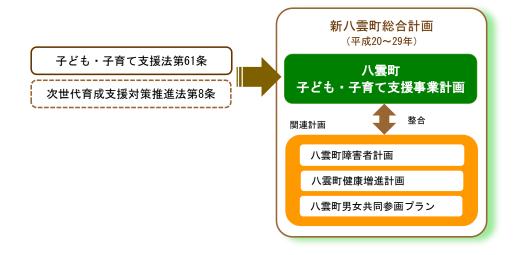
「八雲町子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援の基本的な考え方とこれまでの町の取り組みを基に、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等を計画するために策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく「八雲町次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本的な考え方を継承した新たな事業計画です。

また、「新八雲町総合計画」をはじめとする関連計画と整合をはかり策定しています。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5年間です。次世代育成支援行動計画については、この計画との関わりが深いため基本的な考え方を引き継いでいきます。

計画最終年度の平成31年度には見直しを行い、次期計画を策定します。

■計画の期間

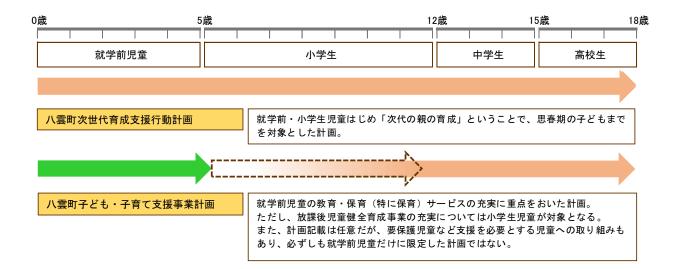
~25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度~
	世代育成支援 ((後期計画)	宁動計画				30000000000000000000000000000000000000	
			八雲町子ども	・子育て支	援事業計画		
						4	次期計画

4. 計画の対象

この計画の対象は次世代育成支援行動計画と同様に18歳未満の「子ども」ですが、より就学前の教育・保育サービスに重点をおいたものとなります。

また、放課後児童健全育成事業や要保護児童への支援等を充実していく必要がありますので、これらについては小学生も対象となります。

■次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の対象の違い



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 統計からみた状況

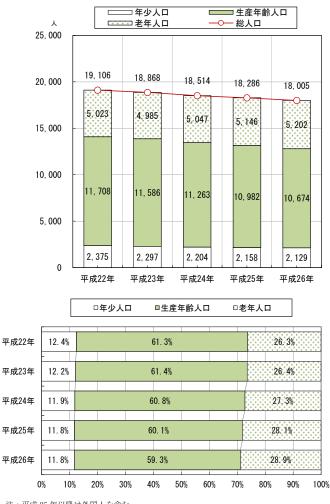
(1) 人口の状況

八雲町の総人口は、平成26年3月末日現在の住民基本台帳で18,005人となり、5年前の平成 22年と比べると1,101人、6.1%減少しています。

5年間の人口の推移を年齢三階層別にみると、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が 増加しています。

この計画の対象となる年少人口については、平成26年3月末日現在で2,129人となり、平成 22年と比べると、246人、10.4%減少しています。

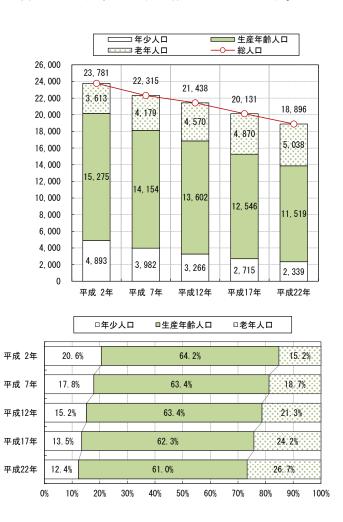
■年齢三階層別人口(住民基本台帳)



注:平成25年以降は外国人を含む

国勢調査で年齢三階層別人口をみると、平成2年以降年少人口、生産年齢人口とも減少し、特に年少人口は、ここ10年(平成12年と平成22年)で927人、39.6%の減となっています。

■年齢3階層別人口(国勢調査)



0~11歳の児童人口の推移をみると、平成22年から平成26年にかけて減少しており、平成27年以降の推計でも減少傾向が続くと予想されます。この計画の開始年である平成27年から5年後の平成31年までには203人減少する見込みとなります。

■児童(0~11歳)人口の推移と推計



(2) 出生の状況

出生数の推移をみると、平成16年から平成25年の10年は年によって増減がありますが、全体としては減少傾向にあり、出生率も同様の傾向にあります。

また、母親の年齢別出産割合は、平成 21 年から平成 25 年にかけて 20 歳代の割合、特に 25~29 歳での減少割合が大きく、一方、30 歳代、特に 30~34 歳では割合が大きく増加し、晩婚化や出産年齢の高齢化がうかがえます。

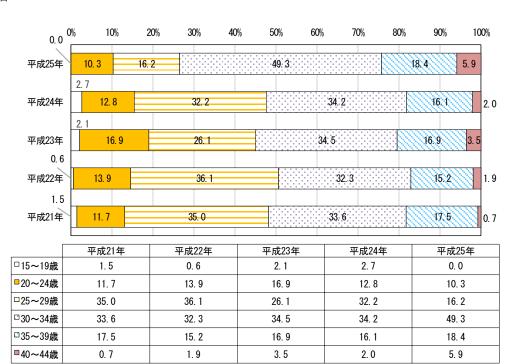
■出生数・出生率の推移



注1: 各年12月末日現在。単位は出生数を総人口で割った千分比

注2: 平成16年は、合併前の八雲町と熊石町の計。平成17年以降は合併後の八雲町の数値

■母親の年齢別出産割合



注:各年12月末日現在。道保健統計

合計特殊出生率 (1人の女性が再生産年齢〈15~49歳〉を経過する間に産むと考えられる子どもの数) については、国や道、渡島総合振興局よりも数値が高く、平成22年以降は1.75と高くなっています。

■合計特殊出生率の推移



注:各年12月末日現在。道保健統計

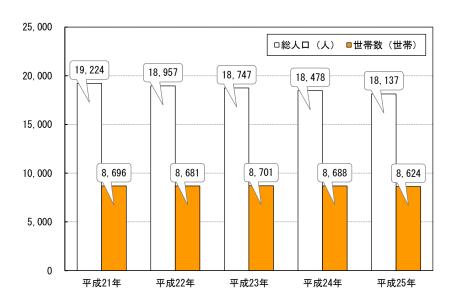
(3)世帯の状況

住民基本台帳による世帯数(各年12月末日現在)をみると、平成21年から平成25年にかけてはほぼ横ばいで推移し、1世帯当たり平均世帯人員も2.2人から2.1人となっています。

家族類型別世帯数を国勢調査からみると、一般世帯総数のうち 18 歳未満の児童がいる世帯が減少し、18 歳未満の児童のいる世帯では、核家族世帯が増加しています。

また、核家族世帯のうち二世代世帯は横ばい傾向ですが、ひとり親世帯は増加傾向にあります。

■世帯数の推移



単位:世帯、%

							旧音のいる	Z 向几+++ +++			<u> </u>	је тр. 70
				児童のいる一般世帯								
						核家族	族世帯			その他の	親族世帯	
		一般世帯 総数	総数		二世代(夫婦と18歳未 満の子ども)世帯		ひとり親(男親か女親 と18歳未満の子ども) 世帯		三世代(18歳未満の子 どもを含む3つ以上の世 代の親族が同居)世帯		三世代世帯以外で18歳 未満の子どもがいる 世帯	
			数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	八雲町	6, 329	2, 127	33. 6	1, 360	63. 9	159	7. 5	448	21. 1	160	7. 5
平成 7年	熊石町	1, 534	436	28. 4	266	61.0	24	5. 5	114	26. 1	32	7. 3
	計	7, 863	2, 563	32. 6	1, 626	63. 4	183	7. 1	562	21. 9	192	7. 5
	八雲町	6, 591	1, 901	28. 8	1, 262	66. 4	153	8. 0	338	17. 8	148	7. 8
平成12年	熊石町	1, 472	315	21.4	213	67. 6	16	5. 1	67	21. 3	19	6. 0
	計	8, 063	2, 216	27. 5	1, 475	66. 6	169	7. 6	405	18. 3	167	7. 5
平成17年		7, 981	1, 905	23. 9	1, 234	64. 8	194	10. 2	300	15. 7	177	9. 3
平成22年		7, 843	1, 644	21.0	1, 056	64. 2	199	12. 1	214	13. 0	175	10. 6

注1:各年10月1日現在

注2: 平成17年以降は八雲町と熊石町合併後の世帯

資料:国勢調査

(4) 女性の就業の状況

国勢調査から女性の就業率をみると、平成2年から平成22年にかけて男性は徐々に減少していますが、女性は増加傾向にあります。

20~49 歳の女性の平成 22 年の就業率をみると、30~34 歳をボトム (58.0%) に前後の年齢の率が高く、45~49 歳で最も高く (74.8%) なっています。

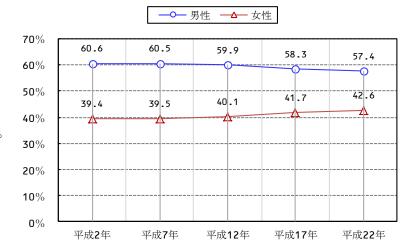
女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くといわれています。八雲町の場合、10年前の平成12年も30~34歳がその底にあたっていました。

また、現在のM字の底である $30\sim34$ 歳は 10 年前に比べるとわずかながら(1.4%)上昇し、M字カーブの形に変化が出つつあります。

一方、女性の労働力人口は全体としては少し減少していますが、労働力率はほぼ横ばいで推移しています。

平成22年の国勢調査で従業上の地位をみると、男性に比べ女性はパート等(パート・アルバイト・その他)、家族従業者の割合が高くなっています。

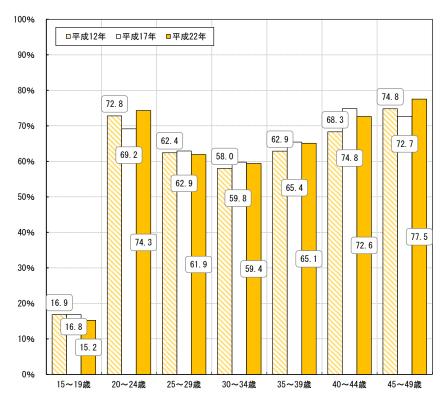
■女性の就業率の推移(国勢調査)



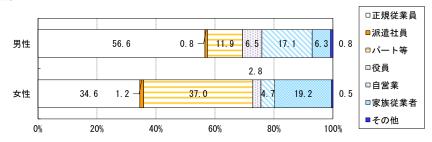
■女性の就業率の推移(再生産年齢〈15~49歳〉/国勢調査)

	平成12年	平成17年	平成22年
15~19歳	16. 9	16. 8	15. 2
20~24歳	72. 8	69. 2	74. 3
25~29歳	62. 4	62. 9	61. 9
30~34歳	58. 0	59. 8	59. 4
35~39歳	62. 9	65. 4	65. 1
40~44歳	68. 3	74. 8	72. 6
45~49歳	74. 8	72. 7	77. 5

注:平成2年は労働力状態「不詳」を含む。 平成7年以降は「不詳」を含まない。



■女性の従業上の地位(平成22年国勢調査)



(5) 子育て環境の状況

① 就学前児童の状況

就学前は0~2歳までは主に自宅で、3歳以降は幼稚園や保育所で過ごすことが多くなっています。

■就学前の子どもの現況

単位:人、%

	0	歳	1	歳	2 歳 3 歳		4	4 歳 5 歳		合 計				
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
保育所	11	7. 9	31	22. 8	47	32. 4	51	37. 2	54	40. 3	64	45. 4	258	31.0
幼稚園	-	-	-	-	-	-	35	25. 5	52	38. 8	58	41. 1	145	17. 4
事業所内保育所	4	2. 9	16	11. 8	8	5. 5	9	6. 6	5	3. 7	2	1.4	44	5. 3
認可外保育所	-	-	11	8. 1	8	5. 5	17	12. 4	16	11. 9	17	12. 1	69	8. 3
自宅・その他	124	89. 2	78	57. 4	82	56. 6	25	18. 2	7	5. 2	-	0. 0	316	38. 0
合 計	139	100. 0	136	100. 0	145	100. 0	137	100. 0	134	100. 0	141	100.0	832	100.0

注:平成26年5月1日現在

資料:住民生活課調

② 幼稚園の状況

幼稚園は私立幼稚園が2か所あり、平成26年5月1日現在で、定員は160人、在園児数は145人で、平成22年から平成26年にかけての在園児数は、ほぼ横ばいとなっています。

■幼稚園の現況

単位:人、クラス

	公私別	定員数	学級数	現児童数	教職員数
マリア幼稚園	私立	80	3	65	8
八雲幼稚園	私立	80	4	80	10

注: 平成26年5月1日現在

資料: 学校基本調査

■幼稚園の状況

単位:園、人、クラス

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園 数	2	2	2	2	2
定員数	160	160	160	160	160
学級数			7	7	7
園児数	147	142	136	139	145
教職員数	12	14	18	18	18

注: 各年度5月1日現在

資料: 学校基本調査

③ 保育所の状況

平成26年4月1日現在で認可・季節保育施設は8施設あり、入所児数は322人となっています。 過去5年間で、入所児数(企業等内保育所含む)は全体としては減少していますが、平成26年は平成23年とほぼ同じ数に戻っています。

一方、入所割合をみると、平成 24 年の約 40%をボトムに平成 26 年は約 45%に上がり、母親の 就業率が徐々に高くなっていることと連動する状況となっています。

■保育所の現況

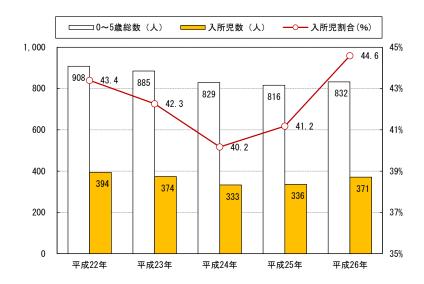
単位:人、組

単位:人、祖						
		定員数	組数	現児童数	職員数	
町立 (認可)	くるみ保育園	35	1	1	4	
	熊石保育園	60	3	15	6	
(nr1)	相沼保育園	45	2	9	4	
私立 (認可)	国の子保育園	90	5	74	12	
	なかよし保育園	90	7	95	19	
(nr1)	あかしや保育園	50	5	60	10	
	小計	370	23	254	55	
運営委員会	こばと保育園	20	5	57	8	
(季節)	はまなす保育園	80	1	11	3	
小計		100	6	68	11	
	合計	470	29	322	66	
> = + 00/	4.10.10.11			多料,件尺	ᄮᇄᇑᇑ	

注:平成26年4月1日現在

資料:住民生活課調

■保育所入所状況 (認可+季節+院内)



④ 小学校児童の状況

現在、小学校は11校あり、児童数は836人となっています。

児童数の推移をみると、平成 22 年から平成 26 年にかけて 123 人、率にして 12.8%の減となっています。

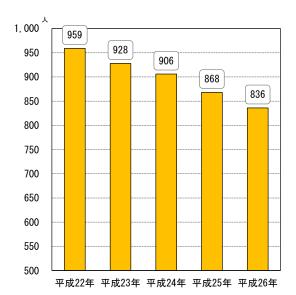
■小学校児童数の推移

単位:校、クラス、人

	学校数	学級数	児童数	教員数
平成22年	13	75	959	118
平成23年	12	72	928	116
平成24年	12	69	906	111
平成25年	12	67	868	110
平成26年	11	62	836	104

注: 各年5月1日現在

資料:学校基本調査



⑤ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

現在、放課後児童クラブは3つあり、八雲地域に2クラブ、熊石地域に1クラブとなっています。利用している児童は小学1年生から6年生までですが、熊石地域では小学4年生までとなっています。

■放課後児童クラブの推移(登録児童数)

単位:か所、人

						平 四	W.DI 、 入
			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
		施設数	3	3	3	3	3
	北部後旧在与二百	定員数	104	120	120	120	120
		児童数	85	96	88	99	91
		指導員数		10	10	13	15

注:各年4月1日現在

資料:住民生活課調

■放課後児童クラブの現状 (利用児童数)

単位:人

						平位.人
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
八雲学童保育所 わんぱくクラブ	13	7	8	4	5	3
共同学童保育所 どんぐりクラブ	11	20	7	4	2	1
熊石ともだちクラブ	3	1	2	1	0	0

注:平成26年5月1日現在

資料:住民生活課調

⑥ 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、平成24年以降実施していませんが、平成23年までは2つの学校区で開かれていました。この事業は地域の協力を得て、学校の余裕教室等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等にさまざまな体験活動や地域の人々との交流活動等を支援するものです。

■放課後子ども教室の状況

単位: か所、人 ※職員数内訳

			+ 12	13.171
		平成	22年	平成23年
	学校区	落部	雲石	雲石
	施設数	1	1	1
±1==0.0 → 1×1 +/1-÷	延べ児童数	1, 064	558	600
放課後子ども教室	開催回数	40	43	42
	平均児童数	26. 6	12. 9	14. 2
	職員数	15	5	3

注: 各年5月1日現在

資料:教育委員会調

 平成22年
 学習アドバイザー 1 安全管理員 14

 東石
 コーディネーター 1 学習アドバイザー 1 安全管理員 3

 平成23年
 雲石

 学習アドバイザー 1 安全管理員 1

(7) 障がいのある子どもの状況

現在、幼稚園に障がいのある子どもはおりませんが、保育園には障がいのある子どもが6名入所

しております。また、小学校 6 校で 22 人に特別支援教育を行っています。子ども発達支援センター

■障がいのある子どもの状況

単位: 実人員

	児童の 発達相談	児童と家族 の相談・ 生活支援	その他	合計
平成24年度	20	3	10	33
平成25年度	21	4	4	29

注: 各年度末現在

資料:子ども発達支援センター

では、平成25年度で29人を対象に支援を行っています。

⑧ 子育て支援センターの活動状況

八雲町の子育て支援センターでは次のような活動を行っています。

■平成25年度子育て支援センター活動実績

活動	回・件数	活動の概要
一般開放	年306日	・ 開放時間9: 00~16: 30 火曜日、年末年始休館 ・ 利用者延べ人数5,313人(スポーツホール貸館利用者含む)
子育て相談等	103件	・ 育児不安(幼児の生活リズム)、発達(おちつきがない・コミニュケーションが 苦手・言葉の遅れ・発音不明瞭)、情報提供(子育てサークルについて)などの 相談対応
子育てサロン	年34回	・6月から翌年3月 毎週火曜日10:00~11:30 延べ690人利用 ・子育て情報提供、遊び提供、子育て仲間づくり
あそびの広場	年6回	・ 0歳児対象〜3回、入園前児対象〜3回 木曜日10: 00〜11: 30 参加61組延べ136人 ・親子の遊びと遊び場の提供、情報交換と交流
なかよし広場	年4回	・ 熊石地区、東野地区、落部地区、パノラマパーク 木曜日10: 00~11: 30 ・ 参加33組延べ77人 ・ 地域に出向いて子育て支援、ボランティア交流、遊びのアイディア提供
スマイル育児教室	年6回	・ 入園前児対象 火曜日10: 00~11: 30 参加82組延べ177人 ・ 家庭ではできない大胆な活動の提供、ボランティアとの交流、子育てのアイディア 提供
子育てサークルの育成と支援	随時	・サークル運営助成金交付、あそびの講習会(年2回)、スポーツ保険加入手続き代 行、遊具・絵本等の貸し出し(3サークル31回)、講師依頼や施設情報の提供
療育サロン	年233日	・毎週月〜金曜日9:00〜17:00 集団・個別療育 延べ896人利用 ・指導計画による集団・個別の療育、発達支援プランによる保護者への支援、保護者 間の交流、研修、情報提供専門支援の活用、関係機関と連携
とことこルーム(療育サロン一般開放)	年43回	・ 毎週木曜日9: 00~11: 30 利用418組延べ944人 ・ 入園前児へのあそび場の提供、相談員による相談受付、育児不安の軽減
子育て情報の発信	随時	・ すまいるメール(年4回・全戸配布)で子育て支援センターの活動を紹介 ・ 子育てガイドブック(転入時、新生児訪問時配布)で町内の子育て情報を提供 ・ 町ホームページ(随時更新)で利用案内、事業の開催案内、活動紹介
乳幼児健診へ参加	毎月	・3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診(5歳児健診)で子育て支援サービスの 紹介、子育てについて相談受け付け
ほっとママの会へ参加	毎月1回	・ 毎週木曜日 10:00~12:00 1~3か月の赤ちゃんとお母さん対象 ・ 町内の子育て支援サービスの紹介、手作りおもちゃの紹介、託児
子育てボランティアの育成、連携	随時	・子育てサポート「 たっち」の紹介、問い合わせ等対応、育児教室や広場で連携

資料:子育て支援センター

2. ニーズ調査結果のあらまし

この計画を策定する資料として、教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向などを把握するために、ニーズ調査を実施しました。

対象は、①就学前児童の保護者(幼稚園、保育園未利用の児童を含む)と、②小学1~3年生の

保護者です。

■ニーズ調査概要

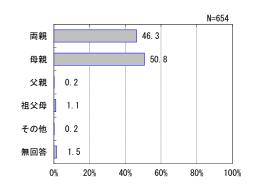
調査対象	① 就学前児童の保護者 : 898人		
则且小汤	② 小学1~3年生の保護者: 446人		
調査方法	八雲町内の全保育園、幼稚園、小学校の全面的な協力で配布、回収		
	就学前で、保育園、幼稚園を利用していない児童は郵送により配布、回収		
調査期間	平成25年11月下旬~12月中旬		
回収数(率)	① 就学前児童の保護者 : 654人(72.8%)		
	② 小学1~3年生の保護者: 354人(79.4%)		
グラフの見方	① 集計結果は少数点第2位で四捨五入のため100%にならないことがある		
	② 複数回答の場合の構成比は、回答者数で割ったもの		
	③ グラフのNは標本数(回答者総数)を表わす		

(1) 就学前児童調査結果のあらまし

子どもと家族の状況

① 主に子育て(教育含む)を行っている人 主に子育て(教育含む)を行っているのは、 「母親」が50.8%で最も多く、「父母ともに」 との回答も半数近い46.3%あり、男女そろって の子育てが進んでいるようです。

■主に子育て(教育)を行っている人(単数)



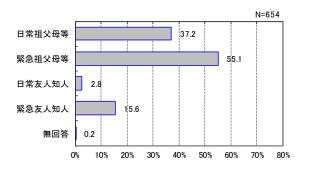
② 子どもの預け先

日常あるいは緊急時に子どもを預けられる人が「いる」が 77.7%、「いない」が 20.8% になり、預けられる人がいる回答者が多く、預かっている人は、日常も緊急時も「祖父母等」のウエイトが高くなっています。

■子どもの預け先の有無(単数)



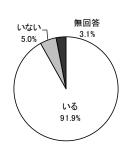
■子どもの預け先(複数)



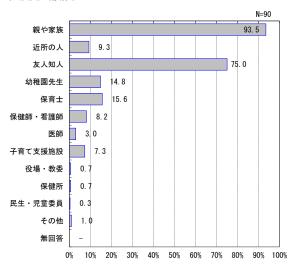
③ 子育て等の相談先

相談できる人(所)が「いる」(ある)回答者が91.9%(601人)と大半を占めました。 相談先(人・所)は、「親や家族」が93.5%、次いで「友人知人」が75%となりました。

■相談先の有無(単数)



■相談先(複数)

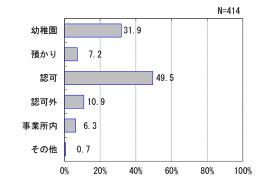


教育・保育事業の利用状況・利用意向

① 現在の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」のは63.3%で、「認可保育園」が約50%、「幼稚園」が約32%、「認可外保育園」が約11%となりました。

■定期的に利用している事業(複数)



② 今後の利用意向

教育・保育事業について、今後定期的に利用したいかどうかを質問した結果、94.5%が「利用したい」とし、「認可保育園」が51.6%、「幼稚園」が43.4%、「幼稚園の預かり保育」が29.4%、「認定子ども園」が27.8%となり、「認可保育園」を希望する回答者が半数を超えました。

また、八雲町には「認定子ども園」がありませんが、回答者の4人に1人以上が利用を希望しています。

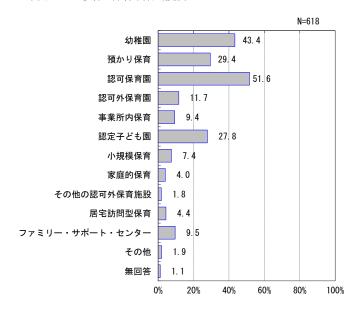
■教育・保育事業の今後の利用意向(単数)

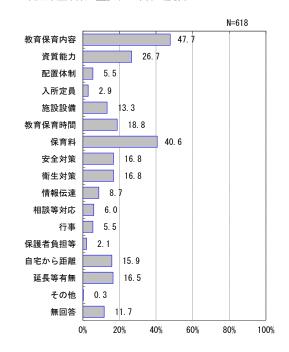


利用を希望する教育・保育事業で特に重視する条件は、「教育保育内容」がトップで 47.7%、次いで「保育料」が 40.6%、教員・保育者の「資質能力」が 26.7%となりました。

■利用したい教育・保育事業(複数)

■利用希望事業で重視する条件(複数)





地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向

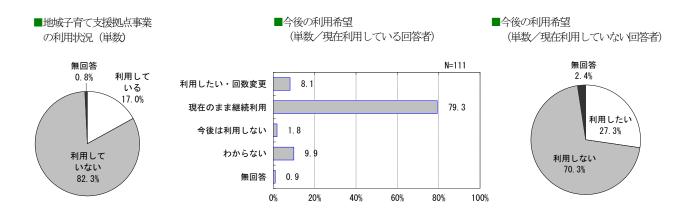
① 現在の利用状況

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を「利用している」のは17.0%でした。

② 今後の利用意向

現在、利用している回答者の利用意向は、「現在のまま継続して利用したい」が約79%となりました。

また、現在、利用していない回答者の今後の利用意向は、「利用したい」が27.3%と利用希望が3割弱に止まっています。これは子育て支援センターが、教育・保育事業を利用できる年齢になっていない子どもとその保護者が対象、といったイメージがあるためと思われます。

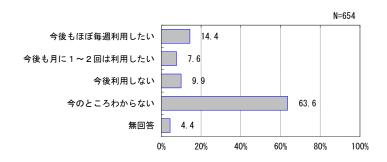


土曜・休日・長期休業中の教育・保育事業の利用意向

① 土曜日の教育・保育事業の定期的な利用希望

土曜日の定期的な利用は「今のところわからない」が 63.6%となり、「利用したい」は 22.0% に止まりました。

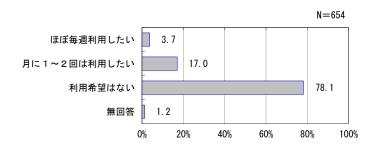
■土曜日の利用希望(単数)



② 日曜日・祝日の教育・保育事業の定期的な利用希望

日曜日・祝日の利用希望は、「利用希望はない」が約78%と多くを占めましたが、「月に1~2回は利用したい」が17.0%ありました。

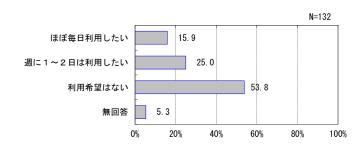
■日曜日・祝日の利用希望(単数)



③ 長期休業中の教育・保育事業の定期的な利用希望(幼稚園利用者限定)

幼稚園の長期休業中の利用希望は、『利用希望あり』(ほぼ毎日利用+週に $1\sim2$ 日利用)が 40.9% となりました。

■幼稚園の長期休業中の利用希望(単数)



一時預かりの利用状況・利用意向

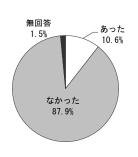
この1年間に私用等で子どもを「一時的に預けたことがあった」回答者は10.6%で、利用したのは「一時預かり」が42.0%、「幼稚園の預かり保育」が44.9%でした。

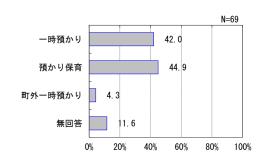
また、「不定期な教育・保育事業の利用を希望する」回答者は32.4%でした。

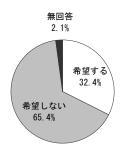
■私用等で一時預かり等利用の有無(単数)

■利用した事業(複数/「あった」69人対象)

■利用希望(単数)







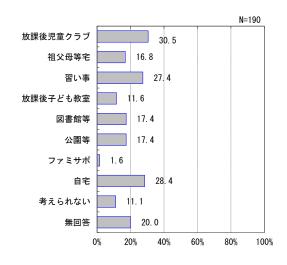
放課後児童クラブの利用意向

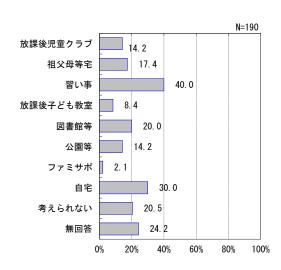
① 小学校就学後の放課後の過ごさせ方(5歳以上対象)

低学年時は「放課後児童クラブ」(30.5%)、高学年時は「習い事」(40.0%)がトップになりました。「放課後児童クラブ」は高学年になると14.2%に低下しています。

■低学年時に希望する過ごさせ方(複数)

■高学年時に希望する過ごさせ方(複数)





② 土曜日、日曜・祝日、長期休業中の放課後児童クラブの利用意向

低学年で放課後児童クラブの利用を希望する回答者は、土曜日や日曜日等、長期休業中も86.2%が利用を「希望する」とし、高学年でも77.8%が利用を「希望する」としています。

■低学年時:放課後児童クラブの土曜日等の利用希望(単数) ■高学年時:放課後児童クラブの土曜日等の利用希望(単数)

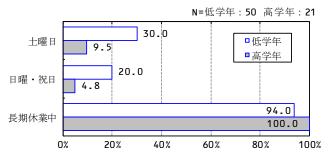




次に、いつ利用したいかについては、低学年、高学年とも「長期休業中」の利用希望がたいへん 多く、低学年で94.0%、高学年で100%となっています。

「日曜・祝日」については、低学年、高学年とも利用希望が少なくなっています。

■低学年と高学年時の土曜日等の放課後児童クラブ利用希望(複数)



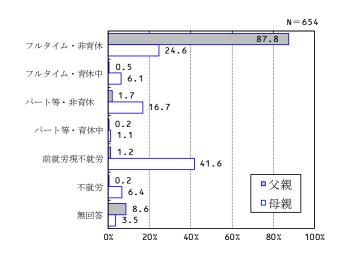
父母の就労状況

① 父母の就労状況

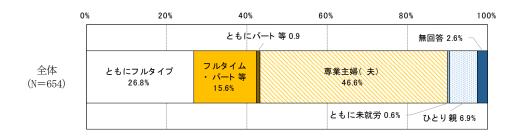
父親の就労率 (フルタイム、パート、育休・介護休業中かどうかを問わず就労している人の割合) は 90.1% (589 人) で、うち「フルタイム就労」 (育休・介護休業中含む) が 88.2% (577 人) になります。

母親の就労率は 48.5% (317 人) で、うち「フルタイム就労」(産休・育休・介護休業中含む) が 30.7% (201 人) 、「パート等就労」が 17.7% (116 人) となっています。

■父親と母親の就労状況(単数)



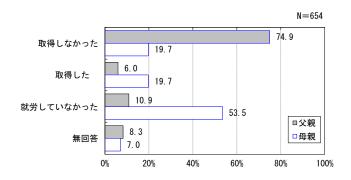
■父親と母親の就労状況による家庭類型(単数)



② 育児休業制度の取得状況

育児休業制度を「取得した(取得中・申請中)」は、父親が 6.0%、母親が 19.7%で、「取得しなかった(していない)」は父親が 74.9%、母親が 19.7%でした。

■育児休業取得状況(単数)

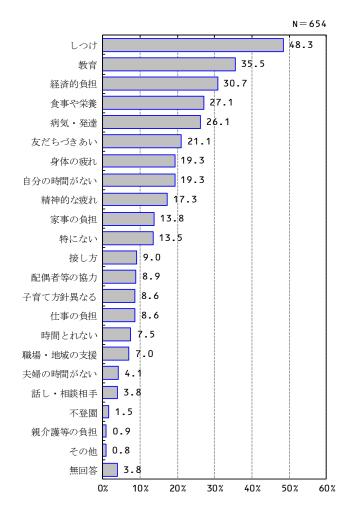


子育て・教育に関する心配ごと

心配ごとや悩みごとは、「しつけ」が 48.3%でトップになり、次いで「教育」35.5%、「経済的 負担」30.7%、「食事や栄養」27.1%、「病気や発育・発達」26.1%などとなりました。

全体に、「配偶者等の協力」や「子育て方針異なる」(配偶者や家族としつけや教育方針が異なる)などについては1割未満の回答率となり、子育てについての「話し相手や相談相手」「不登園等」についてもかなり低い回答率となっています。

■子育て・教育の心配ごと等(複数/全体順位づけ)



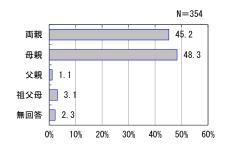
(2) 小学生調査結果のあらまし (小学1~3年生対象)

子どもと家族の状況

① 主に養育・教育を行っている人

主に養育・教育を行っているのは「母親」が48.3%、「両親ともに」が45.2%となり、就学前と比べると「母親」のウエイトが低くなっています。

■主に養育・教育を行っている人(単数)



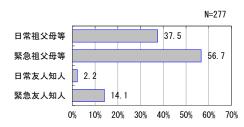
② 子どもの預け先

子どもを預けられる人が「いる」が 78.2%、「いない」が 19.5%になり、預かっている人は、 日常的、緊急時とも「祖父母等の親せき」が多く、緊急時は「友人知人」が 14.1%と、就学前と ほぼ同様の結果となっています。

■子どもの預け先の有無(単数)



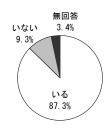
■子どもの預け先(複数)



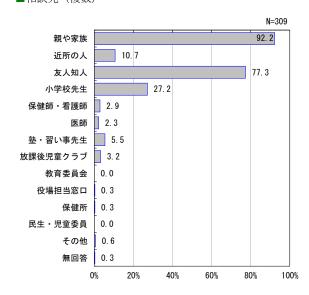
③ 養育・教育に関する相談

相談できる人(所)が「いる」(ある)が87.3%になり、相談先は「親や家族」が92.2%と大半を占めました。次いで「友人知人」が77.3%、「小学校先生」が27.2%となりました。

■相談先の有無(単数)



■相談先(複数)



放課後児童クラブの利用意向

① 現在の過ごし方

現在の平日放課後の過ごし方は、「家族と一緒に自宅」が60.2%、「習い事等」が39.8%、「祖父母・友人等宅」が30.8%になり、「放課後児童クラブ」は15.3%でした。

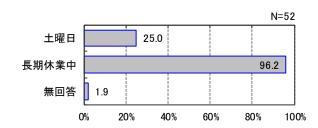
② 土曜日・長期休業中の放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブを利用している回答者に土曜日・長期休業中の利用状況を質問すると、「利用している」が約96%とほとんどを占め、「土曜日」の利用が25.0%、「長期休業中」の利用が96.2%となりました。

■土曜日・長期休業中の放課後児童クラブ利用の有無(単数)



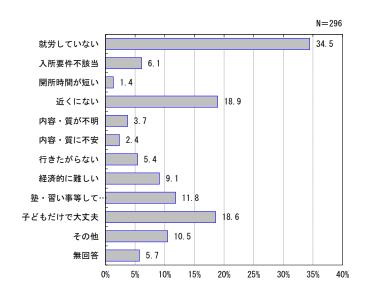
■土曜日・長期休業中の放課後児童クラブの利用状況



③ 放課後児童クラブを利用していない理由

放課後児童クラブを利用していない理由のトップは「就労していない」からで 34.5%になり、 次いで「近くにない」が 18.9%、短時間なら「子どもだけで大丈夫」が 18.6%となりました。

■放課後児童クラブ未利用の理由(複数/未利用対象)



④ 今後の過ごさせ方

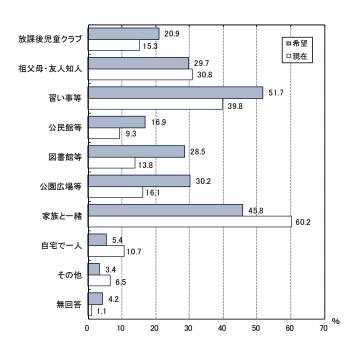
今後、希望する過ごさせ方は、「習い事等」が 51.7%、「家族と一緒に自宅」が 45.8%、「公園 広場等」が 30.2%、「祖父母・友人等宅」が 29.7%となりました。

「放課後児童クラブ」は20.9%の希望に止まっています。

■放課後に過ごさせたい所(複数)

N=354 放課後児童クラブ 20.9 29.7 祖父母·友人知人 習い事等 51.7 公民館等 16.9 図書館等 28.5 公園広場等 30.2 家族と一緒 45.8 自宅で一人 5.4 その他 3.4 無回答 4.2 20% 40% 60% 80% 100%

■現在と希望の放課後の過ごし方比較



⑤ 土曜日、日曜・祝日、長期休業中の放課後児童クラブの利用意向

土曜日等や長期休業中の放課後児童クラブの利用について「希望する」との回答が90.5%と大半を占め、希望する曜日等は、「長期休業中」が92.5%、「土曜日」が35.8%、「日曜・祝日」が23.9%となりました。

■土曜日等・長期休業中の放課後児童クラブ利用希望の有無

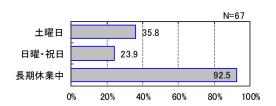


⑥ 高学年時の放課後児童クラブの利用意向

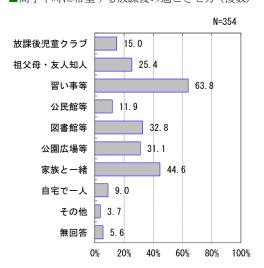
高学年時に希望する放課後の過ごさせ方は「習い事等」 が約63.8%、「家族と一緒に自宅」が約44.6%、「図書 館等」が約32.8%、「公園広場等」が約31.1%と、低学 年のときの希望に比べると回答率が大きく上がっていま す。

「放課後児童クラブ」については 15.0% と少なくなりました。

■希望する曜日等(複数)



■高学年時に希望する放課後の過ごさせ方(複数)

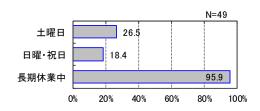


⑦ 高学年時の土曜日、日曜・祝日、長期休業中の放課後児童クラブの利用意向 土曜日等・長期休業中の放課後児童クラブ利用を希望するのは92.5%で、希望する曜日等は「長期休業中」が95.9%とほとんどを占めました。

■土曜日等・長期休業中の放課後児童クラブ利用希望の有無(単数)



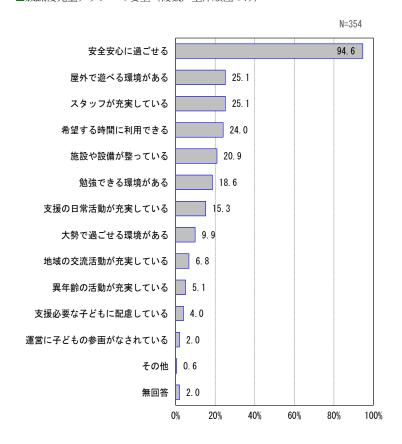
■希望する曜日等(複数)



⑧ 放課後児童クラブへの要望

「安全安心に過ごせる」が 94.6%、「スタッフが充実している」と「屋外で遊べる環境がある」がともに 25.1%、「希望する時間に利用できる」が 24.0%となりました。安全安心への関心の高さと不安が推測されます。

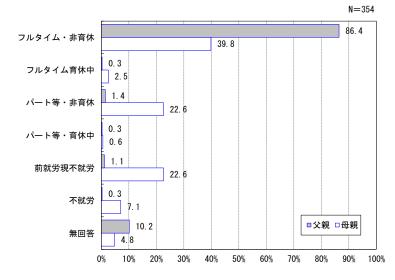
■放課後児童クラブへの要望(複数/全体順位づけ)



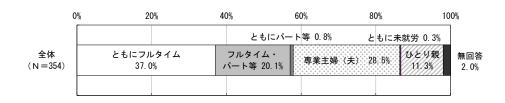
父母の就労状況

父親の就労率(フルタイム、パート、育休・介護休業中かどうかを問わず就労している人の割合)は88.4%で、うち「フルタイム就労」(育休・介護休業中含む)が86.7%になります。 母親の就労率は65.5%で、うち「フルタイム就労」(産休・育休・介護休業中含む)が42.3%、「パート等就労」(産休・育休・介護休業中含む)が23.2%となり、就学前に比べると就労率、「フルタイム就労」「パート等就労」とも割合が高くなります。

■父親と母親の就労状況(単数)



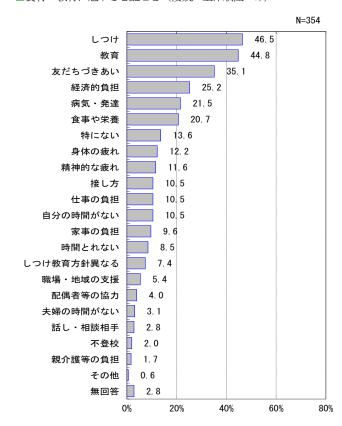
■父親と母親の就労状況による家庭類型(単数)



養育・教育に関する心配ごと

養育・教育についての心配ごとや悩みごとは、「しつけ」が46.5%、「教育」が44.8%、「友だちづきあい」が35.1%、「経済的負担」が25.2%、「病気や発育・発達」が21.5%、「食事や栄養」が20.7%などの順となり、就学前の選択傾向と類似していますが、就学前より「教育」への回答率が高くなっています。

■養育・教育に冠する心配ごと(複数/全体順位づけ)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では次のような考え方を示しています。

基底となる考え方

- 子どもの最善の利益が実現される社会をめざすこと
- すべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障すること
- 保護者は子育ての第一義的責任を有すること

子どもの育ちに関する理念

- 愛情、情緒の安定、他者への信頼感、基本的な生きる力の獲得
- 乳幼児期の重要性・特性を認識し、質の高い教育・保育の安定的提供を通じ、子どもの健や かな発達を保障すること

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 保護者は子育ての第一義的責任を有する
- 保護者が自己肯定感をもって子どもを育む、子どもの育ち(子育ち)とともに親(保護者) も成長するよう(親育ち)支援
- 施設での集団での学び・育ちへの支援、それに向けた専門性の向上、教育・保育・地域での 子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(保健・予防・医療・教育・福祉の連携強化)
- 施設間の連携強化(幼保小・0~2歳と3~5歳)

社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割

- すべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性への関心と理解を深め、協働してそれぞれ の役割を果たすこと
- 家庭・施設・地域の連携強化

八雲町は、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定し、その基本理念を「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」としました。

また、「新八雲町総合計画」では、八雲町民憲章を基本理念に、保健・医療・福祉分野では「健やかに充実して暮らせるまちづくり」をめざすべき方向性としています。

いずれにおいても子どもは、将来の八雲町を拓く大切な宝であり、希望であり、夢です。この意味でこれまでの基本理念は普遍的なものといえます。

したがって、この計画では、国の考え方や新八雲町総合計画の方向性を考え合わせながら、次世代育成支援地域行動計画に定める基本理念を踏襲します。

基本理念

みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲



2. 基本方針

基本指針についての国の考え方は次のようになっています。

①実施主体

子ども・子育て支援新制度の実施主体は市町村

②質の高いサービスの提供

- 質の確保・向上
- 幼保小連携の推進
- 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上 労働環境配慮
- 施設・事業の運営に関する評価と改善
- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用

③質の高いサービス提供のための連携・協働

- 新制度に係る事務の一元的実施体制の整備 関係部局間の連携・協働
- 教育・保育施設と地域型保育事業者の連携 保育所等と放課後健全育成事業との連携等
- 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援に係る連携 幼保小連携

0~2歳に係る取り組みと3~5歳に係る取り組みの連携

基本理念の実現をめざして取り組む事業の推進にあたり、国の基本方針とこれまでの計画の基本的な視点や目標等を考え合わせ、次のように基本方針を定めます。

基本方針 1 子どもの権利を守る町に

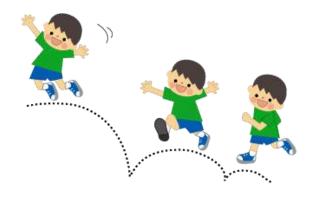
- ★子どもを人として尊び、社会の一員として重んじる意識のかん養に努めます。
- ★子どもの"育ち"(自ら成長しようとする力を伸ばす)を促す環境をつくるとともに、子ども自らが考え行動することを支援・尊重する気運を育みます。

基本方針 2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町に

- ★親(保護者)の"親育ち"を促しながら、子どもとともに成長できる町になるよう、意識や気運の醸成に努めます。
- ★幼稚園、保育園、小学校、企業等、サークル、地域など教育・子育てに関わる 機関や団体等の連携と協働を促しながら子育て支援体制の確立をめざします。

基本方針 3 健やかに安心して子どもを育てられる町に

- ★妊娠・出産期、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取り組みを進めます。
- ★就学前子どもの教育と保育の充実に努めます。
- ★放課後の子どもが安全に楽しく過ごせる居場所づくりを進めます。



第4章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進にあたっては、教育・保育事業への町民のニーズに応えていくため、必要な事業の 量の確保、多様化について質の向上に努めます。

また、関係課・局、関係機関、団体、企業等、地域、子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

2. 多様な主体の参画促進

国の「待機児童解消加速化プラン」では、保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のため、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく、としています。

八雲町には待機児童はおりませんが、地域社会全体で子どもの成長を見守り支えるという視点では、「八雲子育てサポート"たっち"」が会員制の集団・個人託児といった活動を行っており、ファミリーサポートセンターの役割を担っています。

今後とも、地域や団体、企業等の連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援 事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育てへの参画を進め ます。

3. 情報提供・相談対応体制の充実

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供などをワンストップで総合的に行うため、この計画の新規事業「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」、次世代育成支援地域行動計画で計画している「子どもプラザ(仮称)」は、「子ども・若者プラザ(仮称)」として調整・検討を行い、実現をめざします。

4. 子ども・子育て会議

「八雲町子ども・子育て会議」(地方版子ども・子育て会議)は、「子ども・子育て支援法」

(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項と第3項の定めに基づいて設置しました。

この会議は主に、支援法第77条第1項各号に定められている、①教育・保育施設や地域型保育事業に関すること、②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更に関すること、③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること、の3つの事項に対し意見を述べたり審議を行ったりします。

八雲町では、子ども・子育て会議の円滑な運営と有効活用をはかり、町民意見・町民ニーズの 把握と取り組みへの反映、計画の進行管理に努めます。

5. 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとするため、「八雲町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と 評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年(平成27~31年度)ですが、中間年の平成29年度に、計画後半部分(平成30年度以降)の見直しを行います。

